

○常総衛生組合公共工事の発注見通しの公表に関する 実施要綱

令和7年11月7日

常総衛生組合告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条の規定に基づき、毎年度の工事の発注見通しの公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする工事)

第2条 公表の対象とする工事は、令第5条第1項に規定する工事とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

(公表の時期)

第4条 公表は、4月及び10月の原則2回とし、その時点における最新の発注見通しとする。ただし、特に必要がある場合は、随時公表できるものとする。

(公表の方法)

第5条 公表は、組合ホームページに掲載して行うものとする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、当該年度の3月31日までとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。